

第五十一回国会
衆議院
大蔵委員会
議録
第三号

昭和四十年十二月二十三日(木曜日)
午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 天野 公義君

理事 原田 憲君

理事 山中 貞則君

理事 堀 昌雄君

理事 岩動 道行君

理事 奥野 誠亮君

理事 木村 剛輔君

理事 小山 省二君

理事 砂田 重民君

理事 谷川 和穂君

理事 西岡 武夫君

理事 藤枝 泉介君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 佐藤觀次郎君

理事 平岡忠次郎君

理事 藤田 高敏君

理事 横山 利秋君

理事 竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤井 勝志君

大蔵事務官 鳩山威一郎君

大蔵事務官 岩尾 一君
大蔵事務官 塩崎 潤君
大蔵事務官 中尾 博之君
大蔵事務官 佐竹 浩君
大蔵事務官 堀 昌雄君
大蔵事務官 大泉 寛三君
大蔵事務官 押谷 富三君
大蔵事務官 木村武千代君
大蔵事務官 齋藤 邦吉君
大蔵事務官 田澤 吉郎君
大蔵事務官 地崎宇三郎君
大蔵事務官 福田 繁芳君
大蔵事務官 村山 達雄君
大蔵事務官 渡辺 栄一君
大蔵事務官 岡 良一君
大蔵事務官 只松 祐治君
大蔵事務官 米内山 義一郎君
大蔵事務官 春日 一幸君

委員外の出席者
国税庁長官 泉 美之松君
自治事務官 横手 正君
財政局交付税課長 関 門 員 拔井 光三君

本日の会議に付した案件

昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案(内閣提出第七号)
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第八号)
中小企業に対する年末金融及び徴税に関する件

○吉田委員長 これより会議を開きます。

昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案及び農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。奥野誠亮君。

○奥野委員 昭和四十年度財政処理特別措置法案に關連をいたしまして、昨日に引き続き国と地方との關係について若干お尋ねしたいと思ひます。

第三条を拝見いたしますと、所得税等三税の減収に伴つて歳入欠陥となる結果、地方交付税交付金の額が五百十二億四千万円減額になる、それを「一般会計の当初予算に計上されたところによる」と、この書かれてある結果は、減収額の全額を国庫の一般会計で補てんするのだ、こうなっているように思ひます。言いかえれば、全部国庫の責任で穴埋めをするのだから、將來とも地方財政の面においては負債が残らないの

だ、こう考えられるわけでございまして、そのとおり、額面どおりに受け取つていいのかどうか、ただしておきたい、かように考えます。

○鳩山政府委員 ただいま本年の特例といたしまして、地方交付税交付金は本年度当初予算に計上した額によりまして交付するということが、法律に書いてあるわけでございまして、私も自治省との間の折衝の過程におきましてはいろいろ経過がございしましたが、最終的にはそういった法律として完結をいたしましたわけでございまして、たゞ、從來から国と地方との間にはいろいろな経過を経たところでございまして、今後地方財政が非常に自然増収が多額に生ずるとか、あるいは非常な余剰財源の見通しが立つとか、そういった特別な状況が將來起きまじつたときには、またそのときに措置を考えようということでありまして、ただいまの法律的措置としては、ただいま奥野委員がおっしゃいましたとおりでございます。

○奥野委員 国も地方も国民の税金を分け合つて、ともに国民から負担された仕事の処理に当たつては、国と地方の行財政当局が一体となつて財政運営の処理に当たつていふという気持ちが非常に強いことだ、かように考えるわけでございまして、今回の措置は非常に国の温情のある措置だ、かように受け取りたいのでございまして、ただ、いま政府委員から話がございしましたように、將來地方財政が非常に好転してきた場合には、返せる場合には返すのだというふうな出世私的な約束ができていふように承つたわけでございまして、私も両大臣の覚え書きを持つておりました、これがいまおっしゃつたことではなからうか、かように考えているわけでございます。それによりますと「將來、地方交付税法第六條第二項の規定による精算額が相当多額に上る等、当該年度における地方財政が著しく好転する見込があると認められる場合においては、大蔵、自治両大臣が協議して定めるところにより、国の一般会計に返済する措置を講ずるものとする」ということになつていふようにございまして、これが事実であるか、伺つておきたいと思ひます。

○鳩山政府委員 ただいま奥野委員がおっしゃいましたとおりの覚え書きを本年の十一月に取りかましてございまして、その趣旨は、先ほど私が申し上げたとおりの地方財政が著しく好転したような場合であるということで、その際には自然その行政的な措置としてこういった返済が行なわれていくのではなく、そういった返済というところも考慮して法的措置をとりまして返済ということも考えるわけでありまして、現在の法律的な制度としては交付したままでもございまして、返還債務があるということではございません。

○奥野委員 法律上は、全面的に国が補てんするのだ、こうなつておりますので、覚え書きもあくまでも政府部内の話し合いの材料にとどまるのだ、話し合いがまとまつたところで、国会に付議しなければ返済という問題は起こつてこないのだ、これはごもっともなことだと思ひます。ただ、これは特にご注意をいたしておきたいのは、いま政府委員から話がありましたように、地方財政が著しく好転したような場合のことを約束していらるにとどまるのだ、まことにそうだろうと思ひます。ございまして、そういうあたりの気持ちで問題を考へていただかなければならないと思ひます。ただ、当事者が変わつてまいりますと、場合によつては百億や百五十億の精算額が出てきたからすぐそれを返せというふうな問題にならなかつたか、かように考え方を私ただしておきながら、かように考えるものでございまして、やはり五

百十二億円も大きな穴があいたんだから、大きな災害を受けたようなものだから、国が全面的にこの際めんどろを見てやろうというふうなあたたかい気持ちのあらわれがここに出てきている、かように考えるわけでございます。同様に、逆にまた精算額が五百億円内外も出てくるのだというふうな場合には、やはり著しく好転したのだから、その場合には国庫に返済してもいいんじゃないか、こういう気持ちだろと思うのであります。言いかえれば、今回は地方財源が大きく減った場合でございます。逆に、これくらい大きくふえた場合、それが著しく好転したというふうなことであらわされているのだというように理解しておきたいと思ひます。百億円、百五十億円の精算額があったら、そのつどそれをめぐって両省間において争いが起こってくるというふうなことは、私は避けたい方がいいんじゃないか、基本的には相互に行財政について責任を持って処理に當つていかなければならない、かように考えるわけでございまして、こまかなことを相互に干渉しあうことはあとう限り避けたい方がよろしいのではないか、かように思うものですから、そういう意味で、法律の精神そのままだが、この覚え書きの精神なんだ、この私は理解したいわけでございします。この点をただしておきたい。

○鳩山政府委員 まあ「著しく好転する」という「著しく」とはどの程度をいうか、あるいは「精算額が相当多額」と書いてありますが、「相当多額」とはどの程度かということは、私も具体的な金額としてどれくらい以上というふうなことはお互いに全然話し合つたことではないのでございしますが、まあ常識的に考えまして、非常に好転したとか非常に多額にのぼるという常識的判断でやつてまいりつてございまして、交付税を——この運用では若干の精算額は当然毎年生ずるのが常でございますが、そういう場合を言っているのではなくて、相当そういったものが多額に出たというのを私どもは考えておりますので、奥野委員のおっしゃることと私どもの解釈しております

ことは大体同じのような感じがいたします。○奥野委員 ことをかえて申し上げますと、法律上は全面的に国が補てんをしているわけでありす。反面、政府部内で裏の覚え書きがあるわけです。その裏の覚え書きを履行する場合には、法律に示されている精神において裏の覚え書きの協議がなければならぬはずだ。さらに言いかえれば、法律的には全面的に国が補てんをしているんだから、国の側から絶えず少しでも精算額が出てきた場合には国へ返せ返せというのじゃなくて、地方財政の側から、非常に好転したんだ、だからこの機会に、前に国で補てんをしてもらったのだから地方のほうから国に返しなさい、こういうことを期待しているんじゃないか。国のほうから催促がましい態度をとるんじゃないか、地方財政の側から今度は逆に積極的にこの機会に国のほうへ返しなさい、これを期待する、そういうふうな形の覚え書きであるはずだと思ふ。それが覚え書きの精神じゃないか。やはり法律のたてまえと覚え書きのたてまえとは不離一体のものでなければならぬ、そういう考え方、両省間で将来の問題の処理に当たつてもらいたい、こういう希望を持ち、またそれが本来の姿じゃなからうか、かように思うわけでございまして、その点をもう一回ただしておきたいと思ひます。

○鳩山政府委員 私どももそういった調整、実際措置をとるといふ場合には当然立法措置が必要でございしますから、それにつきましては相当確固たる理由があつてそういった措置をとるのでなければならぬと思ふのであります。したがいましるば、少額の精算額が出たとかいうような場合、あるいは地方財政が相変わらずさういふ苦しい状態にあるときに、さういふ法的措置をとるといふことは全く常識では考えられませんか、私どもとしては、いま奥野委員のおっしゃいましたとおりの考え方でおるわけでございまして、さういったこまかい金額が出たからといって、すぐそれを返せというふうなことは毛頭考えておりませぬ。

○奥野委員 くだいようであります、もう一回念を押しておきたいと思ひます。要するに、法律的には全部国で補てんをしてるんだ、覚え書きの精神は、したがつてさういふことを期待しているけれども、さういふ事態のない場合もあり得る。また私は、国、地方を通ずる税財政制度の改正のような機会にはさういふ問題も含めて処理されたほうがいいと思ふのであります。言いかえれば、さういふ覚え書きをなくするときに早くなくしてしまつたほうがいいんじゃないかというふうな思ひわけでありす。したがつて、覚え書きのような事態が起こらない場合もあり得る。ほんとうの出世払いだ、さう理解をしたい。

第二点は、国会にかけなければならぬ大事な問題なんだから、両省間で争いがあるままに国会に問題を持つてくるということは考えられない。ということは、逆に地方財政側も同じような気持ちになる、進んで返すべきだというふうな気持ちになる、さういふ事態が一番望ましいと思ひます。本来さういふ性格の内容を持った覚え書きさう、さう理解をしておきたいわけでございす。この二点、私の所見を交えたこととございす。○鳩山政府委員 私どももさういふ考えでおります。

○奥野委員 第四条の關係でお伺ひしたいのでございしますが、人事院勧告に關連をいたしまして地方公務員の給与改定も行なわれる、その給与財源の不足額につきまして地方交付税交付金を増額しなければならぬ、その交付については交付税及び譲与税配付金特別会計の中で借り入れ金をするのだ、さう書いてあるわけでございす。地方公務員といひまして、半数をこえるものは教育公務員であり、警察公務員であるわけでございす。どちらかといひますと、国家的な事務に従事している職員であるわけでございす。その公務員の給与改定に必要な財源をまかなうために借り入れ金をするのだ。減収については国が全面的に補てんをしているのに、国家的な事務に従事して

いる公務員の給与については、特別会計の中で借り入れ金だけを認めてやるのだ。何かちよつと考へますと、一方では非常に温情のある措置をとつておきながら、他方では非常に過酷な措置をとつておきながら、さういふふうにも考えられるわけでございまして、給与改定について特別会計の中での借り入れ金を認めるといふ制度はすでに昨年に先例のあることではあります、どうももう一つこれで適當なんだらうかという点については疑問の解けない点でございす。したがつて、まず減収補てんは全面的に国の責任でやるのだ、給与財源については全面的に借り入れ金でまかなうのだ、さう違へた考え方についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○鳩山政府委員 給与の改善費に對する措置につきまして、借り入れ金ではこそであるといふようなお話でございす、これは從來この年度途中におきまして人事院勧告が出ますと、国といたしまして、地方といたしましてもたいへん財源措置に窮するわけでございす。さういふた新規の財政需要につきまして、從來は御承知のやうに交付税の自然増が多額にのぼりますと、地方税におきましても相當な自然増がある、さういふた中で人事院勧告によります所要財源がまかなへたのでございす、昨年からはそれがやや自然増だけでは財源が足りないという事態になつてまいりまして、それが本年になりますと、御承知のやうに、本来交付税は当然減つてしまふ、あるいは地方税も当初見込みを立てましたよりも減収になるというふうな事態になつてまいりしたのでございす。さういふたときに、地方財政の対策としては、一応考え方は交付税の減収に對してはさういふ措置をとるか、給与の所要財源についてはさういふ措置をとるかといふことでございすけれども、總體的にしてみれば、それぞれをあわせて考えていただくべきものであらう。必ずこの財源がこれに見合うといふべきものではございせん、全体が地方財源に對する対策でございす。ただ、從來給与財源につきましては、それぞ

れ過去におきまして自然増収と申しますか、そういったもので処理してまいった。最近はそのような自然増収でやってまいりましたが、それが非常に足りない例も過去においてございます。そういったときには、奥野委員もかねてよく御記憶のことと思いますが、ほんとうに財源が詰まった場合にはやはり起債措置で処理をしたときも何回かあったのですが、昨年からそういった給与改善費に対しまして起債で補うということは、いかにもこれはそういった経常費に対する財源として起債で補うという形になりますから好ましくないというので、昨年に、この財源が足りない場合に起債で振りかえをして補う道しかないのではないかというような段階になりましたのですが、そういったときに交付税特会のほうで借金をして配ってもらいたいというのが、自治省の御希望であつたわけでございます。そういった国の特別会計におきまして借金をするということで、逆に言えば地方団体のほうでは借金はしなくても済むわけでございます。そういったことで、急場しのぎと申しますか、臨時の応急手当という意味でそういった借り入れ措置をとっておるわけでございます。したがって、これは翌年度以降に特別会計としては返済を要するわけでございますが、翌年度以降の地方財源の財政措置というものは、またその年度の地方財政が運営できるような措置を講じなければならぬわけありますから、こういった借り入れというものは、地方団体側において借金として残るといふものよりは、地方団体側にとってきわめて有利な制度であるわけでございます。ただ私どもの立場といたしまして、こういった借り入れた措置はあまり制度としては好ましいものとは考えておりません。こういったものは資金運用部の資金を借りて補うわけですが、資金運用部の財源としてもきわめて逼迫をいたしておりますので、こういった多額のものを借り入れ金のままにしておくということとはなかなかむずかしいのでございます。そういったことで、年度を越える場合にだけ資金運用部の資金を使いまして、

います。

○鳩山政府委員 この借り入れ金につきましては、やはりこれは計画的に返済をするという条件でなければならぬ。これは七年間で返済をするという事でございまして、これは七年間で返済をするという事でございまして、それにきまつても、四十一年度はきつても地方財政の苦しい年に当たると私ども考えておりますので、最小限度の十億にとどめて、四十二年以降逐次段階的にふやすという形によりまして返済を行ないたいと考えておるものでございします。

○奥野委員 地方交付税法の六条の三の二項であつたと思うのですが、普通交付税の総額が引き続いて余裕があつたり不足があつたりする場合には、地方財政もしくは地方行政にかかる制度の改正または交付税の総額に定める率の変更を行なうのだ、こう書いてあつたと記憶いたしておるわけではございします。ここ当分の間何十億円かずつ特別会計で金を返していかねければならぬというふうな事柄は、やはりこの条文の精神から考へてまいりますと、何らかの制度改正を行なわなければならぬというふうな事柄に類した問題が起つてきてゐるのじやなからうか、かように考へざるを得ないわけでありまして、二年続いて借金をした。そして当分の間十億円ずつ金を返していかねければならぬ。地方交付税法の六条の三の二項に書いてある問題に類してゐるのじやなからうか、かように考へるわけではございします。ついでには、四十一年度の問題におきましても、思ひ切つた地方行政制度の改革が行なわれなければならぬ、かように考へるわけではございします。同時にまた、先ほど覚え書きのことをお尋ねしましたが、そのような地方行政に国に返済する余裕が出てくる、そういう余裕が出てくれば、まずこのような借金の繰り上げ償還を先にやるべきではないか、かように思ふわけでありまして、その二点、要するに、このように毎年数十億円返していかねければならぬというふうな問題、これはや

はり異例なことなんだ。地方交付税法六条の三の二項にも触れる問題なんだ。そのとおりだとは申し上げませんけれども、精神から考へると、触れてくる問題なんだ、そういう感覚で地方行政の制度の改革と取組んでいかねければならぬ。それが一つの問題、それともう一つの問題は、先ほど労働大臣との間の覚え書きのことに触れましたが、もし余裕が出てきた場合には国庫に返済するというような問題よりも、このような借り入れ金の繰り上げ償還を優先的に行なうべきではなからうか、かように考へるわけではございします。この二点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○鳩山政府委員 第一点の、交付税の計算上の不足が長期にわたるといふような場合に、地方行政制度の改正とかあるいは交付税率の変更とか、そういうことをやるべきだといふようなことは当然でございします。私もさういふ借り入れ金が増えませんが、さういふ事実も率直に認めなければならぬ。さういふことは、地方財政あるいは交付税の総額におきまして比率を考へましてきつめて少額でございまして、さういふ返済を多年にわたつてしなければならぬといふことから、さういふ交付税法の六条の規定によつて何らかの措置を要するとは直ちに考へておりませんが、いづれにしても、地方財政全体を考へまして相当な財源においても不足が見込まれる、長期にわたつてさういふ特徴が続くといふたときにはさういふ改正を当然考へるべきだと思ひます。ただ、四十二年度におきまして措置をどうするかといふことになりまして、これは目下いろいろ編成の作業中でありまして、税の問題につきましても、御承知のようには、税制調査会等各種の機関ではいろいろ検討をいたしております。しかし、明年度どういふ改正措置がとれるかといふことは、今後もお私ども検討しなければならぬのでございしますが、さういふ交付税率の問題等につきましても、私どもは本年は経済が異常に落ち込んでおりまして、明年もやはりその落ち込んだ姿を引くといふ

ような経済見通しにありまして、さういふ異常なときにさういふ抜本的な改正といふものはたしてできるかどうかといふことにつきましてもはなかなかわずかしいのではなからうか。やや安定したときにさういふ制度を時間をかけてやるというところが適當ではないかといふような考へ方は持つておりますが、なお各方面の皆さんの御意見をよく検討いたしまして、私どもとしても最善の案をつくりたいといふふうに考へております。

○奥野委員 地方行政委員会に昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律案が付託されております。この法律に基づいて各地方団体に對する地方交付税の額の再算定が行なわれ、他方、多くの地方団体ではすでに条件つきでこの法律が成立した際に施行するんだといふことで給与改定条例を議會で議決を終えてゐるところもあるわけでありまして。あるいはまた、この法律が成立すれば、地方団体の長の専決処分で給与改定を行なつて給与差額の支給をやりたいといふ準備を整へてゐる団体もあるわけでありまして。そしてあと限り年内に九月から十二月までの差額と十二月の手当の増額分を年内に払つてあげたいといふことで準備を了してゐる団体も相当あるように私承知いたしておるわけでありまして。その点を自治省側で、私が承知してゐる点がそのとおりであるかどうか明らかにしていただきたい、かように考へます。

それから、もし差額支給等が行なわれますれば、これは地方公務員でないと自治省でわからないうちからと思ひますが、平均して公務員一人当たりどれくらゐの金額を年内にもらえることになるのか、それも伺つておきたいと思ひます。同時にまた、かりにいま申し上げた法律が成立してしまつても、当委員会に付託されております暫定処理法案が成立しませんが、地方交付税交付金の穴を埋めてもらへないといふことが確定いたしませんし、同時にまた、三百億円の借り入れもできないわけではございします。地方団体としては準備を整へたけれども、結果的には年内に払えないという事態

になつてしまふのではないか、かように考へるわけではございします。この三点について確かめておきたいと思ひます。

○機手説明員 まず第一の、地方団体の現在までの措置状況でございますが、ほとんどの団体がいまおつしやられましたように、条例並びに予算を専決処分いたしましたして、施行日だけを国の情勢待ちといったような団体、あるいは理事者と議會と話し合ひまして、関連の法律案、予算案が成立すれば直ちに専決処分するといふ措置をとる、さういふ二つのタイプの状況でございします。

次に、第二の点でございますが、地方財政計画ベースでは、一人当たりの九月以降十二月までの差額分を推計いたしますと、おおむね二万二千四百円余りくらいになります。一応全国総額を見ますと、さういふ一般財源といつたしましては三百四十億程度が必要になつてまいらうかと存じます。

最後に、第三の点でございますが、おつしやられますように、こちらの特別措置法案の関連で三百億円の借り入れが行なわれることになりまして、この法案の關係いかんによりましては、地方団体への現金送付が不可能になるおそれがあるわけではございします。

以上、お答えいたします。○奥野委員 いまお話を伺つていますと、四十年度の財政処理特別措置法案が早期に成立するかしないかといふことが、地方公務員の待遇の面におきましても、あるいはまた国内経済に与える影響の上からいきましても、非常に大きい影響を持つてゐるというふうに考へざるを得ないのでございします。地方公務員について平均して二万二千四百円を年内にもらえるかもらえないかといふことは、やはり相当な金額だ、さう私は理解するわけではございまして、同時にまた、地方公共団体だけでも四百十億円の金が支払われるか支払われないかといふことは、不況対策の云々されてゐるときにはやはり相当大きな影響を持つ問題だ、かよう

に考えるわけでございます。つきましては、私たちがとしては、この財政処理の特別措置法案が早期に成立するように全力をあげていかなければならないと思ひます。同時にまた、自治省におかれても、あと限り年内に支払えるように準備を整えてもらつて、早期成立の望には年内に支給できるように地方公共団体を奨励していただきたい、かように考えるわけでございますが、これについての所見を伺つておきたいと思ひます。

○横手説明員 おつしやられますとおりでございますので、私どものほうとしましては事務的な処理は逐次進めてまいつております。したがひまして、関連法案が成立しますれば直ちに地方団体にもその旨連絡し、年内にそうした給与改定が行なわれるよう指導してまいりたい。かように考えている次第でございます。

○奥野委員 地方交付税の交付金を受ける団体につきましては、今回の法律措置等によりまして給与改定財源がまかなわれるわけでありますが、地方交付税の不交付団体についてはそういう措置がとられていないわけでございます。おそらく地方税の減収補てんのこともあつて、地方債四百億円の増額措置がとられているので、この地方債四百億円の給与改定措置にもできる限り支障を生ぜしめな

いように配慮していきたい、こう考えておられるだろうと思ひますが、そうであるかどうかということ、特に不交付団体は、現状においては私はやはり交付団体と同じようにさいふはからっぽだと思ひるのであります。年度中途においてはそんな余裕を残したような運用はしてない。当初から効率的の運用を考えてやつてきていると思ひます。したがひまして、年度中途において追加歳出を必要とするときに困つてくることは、私は交付団体であるのと不交付団体であると同じだろうと思ひます。ただ、不交付団体でありますから、返済能力もそれだけ大きい。したがつてまた、地方債については割合に寛大に許可されて

いつて差しつかえないものじやないか、かように考えますので、そのような運用をしてもらいたい、かように考えるわけでありますので、これらについての所見を伺ひたい。

○横手説明員 不交付団体につきましては、仰せのように交付税による措置が不可能でございますが、特に本年のように、地方税も大幅な減収を見る、こういう状況にありますので、かねて本年度の地方財政対策として措置されました公共事業の促進のための四百億円の地方債の配分につきましては、主たる配分の基礎を各地方団体の減収見込み額に置きまして、半ば減収補てん的な意味合いでの地方債の配分をいたす予定になっております。また、そのうち金額的にも約半分くらいを不交付団体のほうへ配分する、こういうような予定になっておりますので、地方団体、特に不交付団体にはありまして、これによりましておおむね給与改定措置等が支障なく行なわれるのじやないだろうか、かように考えておる次第であります。

○奥野委員 次に、国債発行と地方債との関連で伺つておきたいと思ひのであります。国の一般会計で新しく公債政策をとらうとして、地方財政の面においては、従来から公債政策をとつてまいつてきているわけでございます。そしてまた、おそらくことしだけでも六千億円内外の地方債を発行しているのじやないか、かように考えるわけでございます。そうしますと、従来から地方団体はその仕事を運営していくために相当多額なものを公債に財源依存をしてきている。新たに国庫もまた金融市場に割り込んでいく、こういうことになつてくる結果は、必然的に国債と地方債の競合の問題が生じてくるわけでござい

ます。従来から地方財政のほうでは相当に金融市場に依存をしてきている。やはりその事情も考えながら国債の消化にとめていかなければならぬのじやないだろうか、こう私は考えるのであります。国も地方もともに国民から負託された仕事を処理しているわけでございますので、仕事の重要性から考えますと、私は両者に何の差異もない、国民の立場から見た場合には全く同じだ、かように考えるわけでございます。そして、従来から金融市場に地方団体は相当に依存をしている。従来のお客さんをそつちのけにして、国庫という大きな信用力を背景にしやにむに金融市場に国庫が割り込んでいくという態度でないことは当然だろうと私は思ひます。そこで、どういふような配慮をいまお考えになつておられるか、それをたゞしておきたい、かように考えるのでござい

ます。少なくとも地方債の発行に支障を来さないというような意味においてどういふ配慮をいまお持ちになつておられるか、それを伺つておきたいと思ひます。

○藤井(勝)政府委員 ただいま意見を含めた御質問がございましたが、全くお話のとおりでございます。特に福田財政と申しましようか、福田大臣の基本方針は、かねてからお聞き及びのとおりの国をささえる企業並びに家庭にゆとりをというこの精神は、やはり生活の現場である市町村の財政というものが健全化して初めて国の財政が健全化するという精神、思想に相一致しなければならぬというふうな思ひわけでございまして、ことし国が財政制度の大転換期にあたりましては、奥野委員御指摘のような配慮によつて適正な財源の配分を考えなければならぬ、これが正しい政治の姿勢であるというふうな考えるわけでござい

ます。○奥野委員 具体的な配慮の点をお伺ひしたかったのでございまして、それはまた後日に譲りまして、少なくとも資金運用部資金のうちから地方債に向けられる割合、これは私は積極的に高めていくべきじやなからうか、こういう考え方を持つていくものでございまして。郵便貯金でありますとか、簡易保険でありますとか、郵便年金でありますとか、どちらかといいますと、政府信用で零細な資金を国民各層から集めてきた資金でありますから、やはり国民各層に潤うような施策に使つていかなければならぬ、そう考へてくると、やはり全国津々浦々の府県や市町村の仕事に充てていくのだということが、国民各層に返していくとい

うことになるのじやなからうか、かように考えるものでございまして。たしか、一ころは地方債資金は全額資金運用部資金でまかなうのだ、こういうたてまえをとられておつた時代もあるわけでございまして。最近見ておられますと、どうも資金運用部資金のうちから地方債資金に向けられる部分がだんだん比率が落ちてきているのじやないか、かような心配をしておるものでございまして。高度経済成長を遂げる過程におきまして、産業資金に優先的に充てていくというような方策をとられたこと

もございまして。時期、時期に弾力的に運用されることを私は否認はいたしません。しかし、今日のような事態になつてまいりますと、ことにまた国債発行という大きな問題が出てまいりますと、どうしても資金運用部資金のようなものはあつて限り地方債資金に向ける、どちらかといいますと、地方債資金はあつて限り資金運用部資金のようない資金でまかなうべきだ。かように考えるわけでございまして。そういう考え方と、むしろ比率はふやしていくべきだ、地方債資金のうちで資金運用部資金でまかなわれる部分の割合を高めていくべきだ、この二点について御所見を伺つておきたいと思ひます。

○藤井(勝)政府委員 お話はしごくごもつともなお考えだと思ひますが、ただ、御承知のよう、国の財政も非常に窮乏をしておる、それが大きな転換に踏み切らざるを得なかつた直接の動機とも考えられるような現在の財政状況であることは、奥野委員もよく御承知のとおりであります。したがひまして、本来ならば、当然いま御指摘のよう、地方公共団体がいろいろ施策をするにあつたての財源裏づけは、できるだけ資金運用部資金にこれを依存せしむるような方向に持つていくということもごもつともでござい

ません。これをさばきながら、しかもなお地方公共団体の財源に対しては、御趣旨に沿うてどのように配分するか。これには地方側は地方側として、やはり個々に財政の合理化、近代化、こういう線を積極的にやらなければならぬ。ところが、地方の場合は国が直接責任を持って運営に当たっておりませんから、いろいろ外から見ると、何と申しましょうか、冗費があるといつては、ことばが少し行き過ぎかも知れませんけれども、どうもいろいろ問題点があるのではないかと、いふうに大蔵省の窓口からは見れるわけですが、おっしゃる精神は、やはり国と地方が一体となつてこの財政の難局を切り抜ける、このようなかまえて、御趣旨の線を十分生かして四十一年度予算編成に処したい、このように考える次第でございます。

○奥野委員 あるいは政務次官は、金融債を売って国債に振りかえようとしている点などをおそれ、若干積極的な御答弁をいただいていないのじやないかというふうに考えるものでございます。私は、そういうような暫定処理の行なわれた場合にまで充当率を高める、こういう気持ちを持って申し上げておるわけじゃございません。同時にまた、財投の要求を全部資金運用部資金で処理しなければならぬわけではないのであつて、おそらく政府証券で一般の民間消化を待とうというふうなものも相当あるわけでございます。私は、やはり財投が即資金運用部資金への要求だ、こうお考えになつては大きな間違いではないか、むしろしばらくおられるべきものだ、こう考えるわけでございます。そうじゃなく、地方団体の行なう仕事につきましても地方債を許すのは、これは政府が許可制度をとつておるわけでありませう。不要なものについて許可するはずがないわけでありまして、大体において住民全般の福利を考えて行なわれることであつて、地方団体の行なつておる仕事は即住民に返つていくのじやないか。そういう意味においては、そういうような仕事について公債政策をと

る。それは資金運用部のような資金をもつて充てるのが一番適当な性格のものじやないか。現在はだんだんそのウェイトが下がつて、たしか二十数%にとどまつてゐるのじやないかと思ひます。かつては高度経済成長で産業資金に積極的に持つていかれた、これを私は否定するものではない、こう申し上げてゐるのであります。しかし、そろそろ政策転換すべき時期に來てゐるのじやないか、こう私は理解してゐるわけでございます。今日経済開発の上にも積極的に社会開発というところがいわれてゐるわけでございます。そういう役割りが一番大きい、やはり三千数百の地方団体の役割りが大きい、かように考へてゐるわけでございます。そういうような大きな転換期にあつて、従来のような資金運用部資金の運用を續けてゐるのか、同時に国債発行という大きな問題が入つてきた。従来でも地方債が金融市場でまかなわれておつた部分が非常に大きいわけでございます。それを一そう困難にするような事態にきてゐるというところから、一そう資金運用部の資金を地方団体に向けてやるといふ配慮がなければならぬはずじやないか。民間消化などの場合には、国債は大きな信用力を持つておりますから、地方債の場合よりはるかに有利なはずじやないか。地方債の場合もあつて、私は国の配慮のほどを伺つてゐるわけでありませう。その配慮のほどを一つとして資金運用部資金をもつて地方債に充てていく、その努力といふものは、私は高めこそすれ下げるというようなことがあつてはならない、かように考へてゐるのですから、その気持ちを伺つたわけでございます。

○藤井(勝)政府委員 私も長年地方議會議員の生活の体験を通じて奥野委員の言われんとする気持ちはよくわかるわけでございます。ただ、私は先ほど財政投融資を引き合ひに出して答弁をいたしました。多少説明不足で御理解いただけなかつたと思つてゐますが、これは一つの具体的な例として述べたわけでございます。おっしゃるとおり地方公共団体は国と比較いたしまして、その

信用力において劣つており、いわんや弱小の町村がいかに繰越債の消化に苦勞してゐるかという事実もよく私は認識をいたし、みずから苦勞した一人でございます。そういう面から考へまして、このような大きな財政の転換期——国は公債発行に踏み切る、この転換期こそ地方財政のあり方というものを抜本的に検討すべき絶好のチャンスである、こういうかまえて、現在内部でいろいろ担当機関に私は私なりの意見を申し上げておるわけでございます。どうかそういう点に御理解ある御指導、御鞭撻をいただきまして、四十一年度予算の中で地方財政がよりよくな座を占めるように、与党の委員としてせつかくの御鞭撻をお願いいたす次第でございます。

○奥野委員 藤井政務次官は従来から地方財政に非常にあたつたかゝりを持ち寄せていただいてゐることをよく承知してゐますので、資金運用部資金の地方債への充当につきましても、政務次官の御配慮を期待してその質問はそれまでにさせていただきます。

いまお話がありましたように、個々の地方団体が借金をする、非常に苦勞してゐる姿をよく知つてゐるということがございました。またそういうことはございませうので、地方公営企業金融公庫を設けて、政府保証をつけて地方公営企業金融公庫がまとめて資金を集めていく、その資金を個々の地方団体に貸し付けていくという政策がとられてゐることも言うまでもございませう。いまのようなことになつてまいりますと、国債が出ると個々の地方団体が市中から借金していくことは一そう困難だ。そうなつてきますと、この公営企業金融公庫の政府保証のワケも従来の考え方以上に広げていかなければならぬと考へるわけでございますが、これについての御所見を伺つて、あとの質問は後日に留保させていただきますと思ひます。

○藤井(勝)政府委員 公営企業金融公庫の設立の趣旨から考へてみましても、現在の公営企業金融公庫のあり方、現状の姿というものがまことに遺

憾な状態に相なつてゐることは、私は奥野委員と同じ気持ちを持つてゐるわけでございます。したがひまして、私が先ほど答弁をいたしました考へ方は、公営企業金融公庫の財政の確立という考へ方を含めての答弁とお聞き取りをいただきたいと思ひます。ただ私がこの問題に關連いたしましてひとつともどもに御努力願ひたいと思ひますことは、各地方の公営企業体の経営の合理化と申しますか、こういつた点にやはり真剣に取組まなければならぬ。そういう努力の積み上げによつて問題の解決への前進がはかれる、このように考へるわけでございます。どうかその点もひとつあわせてお含みを願ひたいと思ひ次第であります。

○鳩山政府委員 先ほど奥野委員の御質問で私答弁が漏れた点がございませうので、つけ加へさせていただきます。

この特別会計における借り入れ金の返済につきまして、非常に地方財政が好転した場合にこちらのほうを優先して繰り上げて返すべきだというお話でございましたが、私も、これは法律的な制度でして、借り入れ金でございますから、こちらのほうを優先して繰り上げて返すということは当然だと思ひます。

○吉田委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時二十二分休憩

午後一時二十四分開議

○吉田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。米内山義一郎君。

○米内山委員 昭和四十年度における財政処理の特別措置に關する法律案について大蔵大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。

実は、財政と申しますと、国民も非常にむづかしい難解なものとして考へております。われわれから見ましてもそうです。特に私はそういう財政などの専門的な知識を持たないものであります。

それにしても、この財政上の大転換について、政府はもとと国民に対して親切に、積極的に、この事情を解説的に知らせる必要があると思ひます。私はそういう観点で質問しますから、きょうはひとつ大臣は地方の一日国会というようなものにでも出られたような気持ちでお答え願ひたいと思ひます。

実は、われわれ国民から見ると、突如としてこの税収が大幅に見込みよりも減つた。まことに意外にたえない。池田さんの時代は、経済のことはこの池田にまかせると、こう言つておつたわけですから、日本の経済成長は世界に誇るべきものだ、こういうふうに国民に対して、いわばいまになつてみれば放言してこられた。さらに佐藤内閣になりましてからも、佐藤総理は、ことしの六月でございまして、公債を発行しないということを言明しておつたはずであります。さらにこの間は、国民所得白書というものが発表されて、日本の一人当たりの所得が二十一万一千円だ、そうすると、五人家族にすれば百万円をこえるわけですが、どうも日本の経済というものは、この佐藤内閣の政治のもとに生きている国民の生活からくる実感と非常なズレがあるのです。そういう中で税収が大幅に減つたということはなぜか。これは不景気のせいだということとはわかれはわかるのですが、どういふわけで当初見込んだ税収がこんな大幅に狂ひが出たのか。そうして財政法という重要な法律を曲げてまで赤字公債を出すに至つたか。この点は大事です。しかも、今度の法律案については、ことし一年きりということにはなつておりますもの、だから考へてもことし一年で片づくものとは考へていない。もう障子の陰では新年度の予算の編成が行なわれている。大臣は財政の健全性は守るとはおつしやつておりますものの、自民党内では一兆円公債、五千億減税というような声さえ高いわけでありまして。そうなりますと、一体今後の日本の納税者はどうなる、国民の生活はどうなる、こういうふうな疑問にひとつお答え願ひたいと思ひます。

そこで、結局法人税が減収した、そのおもなる原因というものは何であるか。自然的な現象であるのか、あるいは国際的な環境によるものであるか。あるいは池田内閣以来とてきました無謀な高度成長政策の結果としてこういう事態が起きたのであるか。この点を大蔵大臣として、いわゆる政府を代表しての見解を明らかにしていただきたい。そうして、こういう事態にかゝつては来年度脱却できるのか。来年度はさらにいふと大幅な赤字公債を出さなければならぬのかどうか。そういう点を国民がわかるようにまずひとつお答え願ひたいと思ひます。

○福田(趙)國務大臣 今日の不況は、ときどき申し上げておりますとおり、数年間設備投資が非常な過剰状態で続いておつた。その結果設備が遊休状態に相当程度なつておる。その相当というスケールが大きい、非常に大きいわけでありまして。そこで、企業におきましては、資本費と人件費の負担、つまり設備が過剰だからといって、借金を払わないで済むか、あるいは利息を払わないで済むかという、そういうわけにはいかない。また設備が遊休状態だといつて、そのために集めた人を解雇するといふわけにもまいらぬ。その二つが個々の企業の収益を非常に圧迫するわけでありまして。それがほとんど全国的な風潮でありまして、結果、ここに不況感というものが出てきて、また不況の実体が露呈されてきておる、こういうふうなことを考へるわけでありまして。昨年のちようどいまごろ、昭和四十年年度の予算を編成する当時におきましては、そこまで大きな規模の設備過剰、それに伴う収益力の低下というものを考へなかつたと思つたのであります。その結果昭和四十年年度の経済見通し、成長七・五％というふうなことにきめられたわけでありまして、これは現実昭和四十年年度になつてみると、それは動いてこない。企業収益が悪化するものですから、法人税を中心としたしまして租税収入はどんどん減つていく、こういう状態になつてき、また、今日になつてこ

は横ばいの状態であり、前年度の平均に比べましても、まあ二％から三％の間ぐらゐの成長にとどまるであらうという見通しがだんだん固まつてきているというふうな状態でありまして。そういうふうな経済の予想外の落ち込みが二千五百九十億円という巨額の租税収入の減収となつてあらわれてきておる。これはもう非常に異常な事態であるものでありますから、私は、緊急の措置を講じなければならぬ、こういうふうな考へを考へまして、これに對しまして、今回財政法第四條に對する特例法の御審議をお願いする、こういうことになつてきたわけでありまして、これは、経済をこういう状態に放置することはできない、昭和四十一年度におきましては、このしような状態が続いてはならぬ、その経済回復のきつかけを財政に求めたい、こういう考へ方のもとにただいま昭和四十一年度予算の編成を取り急いでおるわけでありまして、来年度におきましては、そういうふうな経済情勢に對処し、ことしのしような臨時緊急の措置じやありませんけれども、今後、財政の考へ方として私が本委員会においてもすでに申し上げております構想に従ひまして、公債政策を取り入れる、その第一年度として相当量の公債を財源に充てる、こういうことを考へておるわけなんです。有馬輝武君。

○吉田委員長 閣連質問を許します。有馬輝武君。○有馬委員 いまの大蔵大臣の御答弁によりまして、異常事態であつて、予測できなかった、こういうことでありますけれども、大蔵省は毎年度推計で予算編成をやつておるのですか。こんな異常事態を予想し、経済を指導することが政府の責任じやないのですか。それがわからないはずはなかつた。私たちも指摘してきたと思ふ。それを異常事態だからこゝろの落ち込みはやむを得ないんだというイージーなものの考へ方では、政府の経済指導に對する信念というか、あれがどこにあるかわからない。この点について、異常事態ですと、割り切つた答弁では私たち納得できないので、いま一度見解をお示しいただきたい。もちろ

ん、これは福田さんの責任じやないです。あなたはそれとときまだ野になつた。がしかし、これは政府全体としては見通しを誤つたのであつて、率直にこの点を認めないで、口先でいふみたいな御答弁のしような形で事を過すといふことは許されな

いと思ひます。

第二点といひましていま大蔵大臣は予算編成を急いでおるということでありましたけれども、きょう藤山さんは経済見通しについての発表を当分延ばすといふしようなことを言つておる。おかしいですね、だれが考へても。じゃ、どうして政府は予算編成をやるのですか。この点についても政府の統一見解をお示しいただきたい。

○福田(趙)國務大臣 非常に異常な事態であり、その異常な事態が正確に捕らえられなかつたといふ点につきましては、私は深く政府としては遺憾としなければならぬ、かように存じます。また、その遺憾とする点をどういふふうにかししていかうかといふことが問題だらうと思ひます。つまり、深くそういう点を反省し、今後再びそういうことあらしめないといふ努力をして国民に安心をしていただくといふことが、この際最大の政府の責任であるかように存じます。

第二の経済見通しであります。これはもちろん予算編成の概略を最終的にきめるといふ際には、これは経済の見通しと両々相まつてきめるわけですから、つまり、予算をどうきめるといふことが経済の見通しに響き、また経済の見通しをどうするといふことが予算自体にも響くわけでありまして。これは両々相まつてするものでありまして、企画庁長官がどう言われたか知りませんが、現時点において経済見通しはこゝろいふにきめまして、この程度まで作業は進行しておらぬといふことを言つておられるのじやないかと思ひます。決して矛盾があるわけではなく、緊密なる連絡をとりながらやつておることを申し上げます。

○有馬委員 重大な来年度の経済見通しについて、藤山さんがどういった見解で言われたか知らないが、といふしようなことで私は予算編成がで

きないというのです。ちゃんと経済見通しを立てて、いま大蔵大臣が言われるように両々相まって初めて予算編成ができるのじゃないですか。そこをお伺いしております。

○福田(赴)國務大臣 そんなことはもう当然やっております。企画庁の経済見通しの第一次案、それを見て、これじゃいかぬ、財政のほうはこうします、そういうことを受けて、今度企画庁のほうはまだそれを手直しをする、そういう作業は両々相まって経済見通しと財政というものが同時にきめられる、そういうことであります。

○有馬委員 いまの大蔵大臣の御答弁をもって予想するに、藤山さんがこういうことを言っておる、しかし両々相まなければならぬ、そうすると、四十一年度の予算編成というものは大幅におくれるということですね。

○福田(赴)國務大臣 別に大幅におくれるわけではないのです。大体ぎりぎりのところまで……。

○有馬委員 勢いよくまわりますね。

○福田(赴)國務大臣 勢いよくまわるとおっしゃいますが、そうじゃない。いまボールを投げたり返したりしておるところでありまして、それももうぎりぎりに近いところまできておる。

○有馬委員 藤山さんはボールを投げないと言っておるのです。

○福田(赴)國務大臣 いや、そんなことはありません。

○有馬委員 関連ですから、終わります。

○米内山委員 大臣は、こういう事態は突如としてということばはお使いになりませんが、思わざる事態である、こういうふうな御答弁になっておりますが、これは違うと思います。この不況というのは、今年になってから突如としてあらわれたものではなくて、池田内閣の時代からすでに高成長といふものはもう壁にぶつかって、不況が露骨にあらわれてきた。その際わが党は、この不況は構造的なものであるということを経たことなく政府に主張しておるわけです。ところが、今日まで政府はそういうわれわれの正しい見通しに対して

は耳をかさない。そうして経済の成長を上回るような予算を編成しながら、今日のこういう事態を起こしました。これは明らかです。しかもこうすればこうなるというところが、おおよそ専門家でなくともわかるような事態にあって、なおかつ放漫な支出を節約しようとしなかった。その例の一つ旧地主に対する報償法にとつてみても、当時内閣委員会にあつた前任者たる田中大蔵大臣が、出まして、こういうふうな事態が出るに必ず歳入の不足が生ずる、そうして公債を発行するに至らざるを得なくなるのじゃないか、そうして国民はそのために起きるインフレを心配するといふふうな状態になるのじゃないか、したがって、こういうふうな圧力団体の圧力に屈してやるような、きょうやらなくてもいいような、また不要なものはこの際差し控えるべきではないかと私が主張いたしましたときに、あなたの前任の大蔵大臣は、そんな心配はございせん、こう言っております。記録にもはつきりあります。そうしますと、その事態といふものはいつからそうきたのかというところが問題なんです。実にこれは無責任きわまりない佐藤内閣の財政政策からきた問題であつて、重大な責任問題ではなからうかと実は思ふのであります。見通しを誤つたというふうなことは、弁解にもならぬはずで、要すれば、めくら、見通しのきかない者が、人の言うことにも、正しい意見にも耳をかさずに乱暴な支出をしてきたといふのは、まるで酔っぱらいが自動車運転して、今度新しい予算を編成する前にあたつて来年度の経済見通しはこれを明らかにしないと、こう言う。やみ夜にライトを消した自動車に酔っぱらいが乗つて運転していったらどこへ行くか、これはわかつたものじゃない。私はその点を心配して、国民みんなその点を明らかにしていただきたいと思ふのです。しかも、これから起きる歳入不足といふもの、不況といふものは、どういふ段取りで、いつごろ解消されて、そうして財政が平常化するか。こういうことについて確たる見通しを

承らないうちは、私としても次の質問ができないわけですから。やってみるが、うまくいかかわからぬ、失敗すればそれまでだといふような無責任なことではだめです。大臣がおっしゃる通りに、いまの不況を打開するには、財政を通して解決するよりしようがないという御見解には、われわれも同意いたします。しかし、やつてはみたが、できないといふようなことではたいへんなことじゃないか。どの程度の御確信を持っておられるか、もう一度ひとつはつきりさしていただきたい。

○福田(赴)國務大臣 先日申し上げましたのですが、来年度は設備投資の状況がどうも思ひなかりなかりな、こういうふうな考えをいふわけであり、その設備投資の停滞——まあ横ばい状態ぐらいじゃないか——それを補つて、しかも日本経済全体として七割から八割ぐらいの成長が達成できるように財政の機能を發揮すべきときである。そういうスケールの財政といふものを考えておるわけであり、一体それじゃ、今日から来年のそういう実質七、八割という成長にどういふふうにつながっていくのだから、こういうことを考へてみますと、これは非常に経済情勢は思ひなかりなかりな、今日まで大體横ばいのような調子かと思ふのであります。ただ、政府の支出の状況を見ておきますと、景気対策としてとりまいた一般会計の繰り上げ支出、そういうようなことが非常に多くなつておるわけであり、これは一つは地方財政の關係もあつたわけであり、それから、もう一つの問題は、五月に一割留保ということをしていまして、それはすぐ解除はしたのでありますが、それで計画上の手戻りを生じておるというふうなこともあつたかと思ふのです。十月までの状態では、公共事業費の支出が予算としては相当ふえておるに、かわらず、前年の支出実績を下回るといふ状態に推移したわけであり、したがって、十一月以降に公共事業費の支出余力といふものを非常に大きく残しておるわけであり、十一月の支出を見ますと、やつとこれが積極

化したしまして、前年同月の支払いを大きく上回るようになってきております。また、十二月も同じような傾向が続き、おそらく一—三月の間におさましてこの傾向がさらに積極化する、こういうふうには見ております。そういうこともあり、また、補正予算で来年度の予算のうち公共事業費的なものその他の繰り上げ契約をしてよろしいといふふうにはいたしたいといふ考えで、御審議をお願いしておるわけですが、それらを考えますと、この暮れから一—三月にかけての財政が景気浮揚に与える影響といふものは、相当顕著なものがあるのではあるまいか、こういうふうに見ております。その情勢が昭和四十一年度につながるわけなんです。まあ七、八割実質といふものが、さあ四十一年度になったからばかんと七、八割上がるといふわけじゃない。なだらかな上昇をしつつ、四十一年度には年平均といひまして七、八割の成長といふことになるだろう、つまりだんだんと明るさを増し、日本経済に対して皆さんが御期待されるような状態が出てくるように思ふのであります。

ただ、申し上げておきたいことは、今日の不況は、先ほど申し上げましたように、異常な規模の遊休設備があるわけであり、つまり、それに対する人件費あるいは資本費の負担が各企業にとりまして非常に大きい。この状態が、昭和三十四、五年のころのように、操業度も九割何分である、また、物価も安定し、あるいは国際収支も安定し、金融も正常な状態であるといふこの状態に戻るまでにはまだよほど時間がかかるのじゃないかと思ひますが、ともかくそういう状態に向かつて来年度は堅実に歩み出すという状態には私はしなければならぬ、できるのであると、こういうふうな確信を持っておるわけであり、ます。

○米内山委員 できるできないは、それは結果を見なければわからぬことだと思ひますが、しかし、これはできるものじゃないと思ふのです。と申しますのは、いまの大臣の不況対策といふもの

は、公共事業費の繰り上げ支払いというような程度のごときですが、これはまあいざ対症療法として、虫歯に仁丹をはさんだ程度のものでしょう。本質的には、やはりいまおっしゃったとおり、設備の膨大な過剰、そのほかには国際収支というものの状態もあると思うし、輸出貿易の内容といえますが、いわゆる外国に開かれれば悪い話かもしれないが、日本の国内よりも安く物を売っているというような、もうからない輸出というようないかなるものでもないわけではなからうと思う。それよりもっと重大なのは、平均すれば国民一人当たりの所得が二十一万一千円という一般国民は驚くのです。そうすると、おれは五人の家族だから百万円なければならぬはずだ、おれは七人の家族だ、そうすると、四町歩ぐらいの稲を栽培して、これをいまの米価で売ってもこれくらいは所得しかない。国全体としてはさうぼうに景気がいいと考えるが、一般国民のほうは非常に生活が苦しい。こういう中において大企業が収益が上がるので、そうして減税をしなればならぬというようなことはどうも解せない。結局はこれは所得問題である。高度成長の行き過ぎからきた所得格差の拡大というものが今日の不況の大きな要素じゃなからうか。そうじゃないでしょうか。さうだとしたらならば、所得格差をどういうふうにして積極的に縮めていくかという根本療法がなければならぬ。こういうことをどういうふうなことでお示しになるのか。どういう形で有効需要をふやそうか、これがない限り、公債政策に歯どめなんてあるもんじゃやないと思う。庶民に対するどういふ所得政策があるのか、この点をひとつ承りたいと思うのです。

ば同じな保険料さえ値上げされ、一般庶民大衆は増税です。政府は大企業のための一時的な損失のために大幅減税という。政府はいまのところ三億円というが、自民党の中には五億円減税という声さえある。どうも国民の立場から見ると、これはわからない、この点を、大臣の立場から、来年度の予算編成についてはこういう見通しで、こういう考え方で、こうやるというような程度のこととお知らせ願いたいと思う。

○福田(赴)国務大臣 予算を編成する過程におきましてはいろいろ意見が出るわけです。その意見を戦わせ、また皆さんからもいろいろの意見がある。そういう各方面の御意見を聞かなければいかぬと思います。自由民主党の中にも、いまお話のとおり、いろいろの意見があります。しかし、意見があるといつても、これは結局調整をしなければならぬわけでありまして。私は、意見が全然ないという状態よりは、いろいろな意見というものが出てきて、そうして最終的にきめられる構想というものが適正なものであることがいいと思います。私は、そういう考え方を大体こなしした結果、私が昭和四十一年度予算を組む考え方、その基本というものを先ほど申し上げたわけなんです。さあそれがどういふ数字になってくるかということになります。まだこれを申し上げる段階に至っていないのであります。いずれ昭和四十一年度予算等の御審議をお願いする際には、それらのこまかい、詳しい、しかもまたこれが経済の見通しとどういふふうにつながるかというふうなことまで具体的に申し上げることになると思います。基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりであります。

○米内山委員 公債問題について一番懸念されるのは、これがインフレの要因になるではないかというところが大きい問題なわけでありまして。そこで歯どめ論というものがあられるわけです。これは注文どおりに歯どめがきけばそれは心配がないでしょうが、特に大蔵大臣の考えておられるようなお考えであれば、どうも歯どめはついてい

るが、きかない歯どめじゃなからうかという懸念がしてならぬわけでありまして。これは雑誌の記事にあったことですが、大臣は十月二十五日に大阪で講演なさっておられるわけでありまして。そこで公債の歯どめ論、インフレを防ぐ方法はある。その一つは、国債で得た金は産業経済発展の基礎固めとなり、経済成長の原動力となる設備投資の範囲に限る。ことを原則とする。こうおっしゃっているのはどういふ設備投資のことをお考えになつていらっしゃるのでしょうか、いままでの答弁の前段では、今日の不況は設備投資の過大からきているのだとおっしゃって、今度はこういう考え方のもとに、七百億円というような建設公債を出すというなら、設備投資というものはますます過大になるのじゃないか。一応景気はつくかもしれない。政府、与党がこういう表明をするから、もう物価高に影響があるでしょう。株屋さんがいち早くこれに反応して株の値を上げています。これは一般物価に反応しないわけがない。そこで、設備投資に限るというのとはほんとうなのか。こういうことを口実にして財政法というものを根元から破壊しようという陰謀じゃないのか、私らはその点を実は懸念する。一体公共投資は赤字公債でないという根拠をひとつ明らかにしていただきたい。こういうことはひとつわかりよく言っていたきたい。赤字公債といえ、国民はわかる。建設公債といふと、何かこれが実になつて、国民生活が豊かになるような印象を与えるが、こういう大事なことをことばのあやでごまかすに、要すれば収入が、財源が減るのだ、支出がふえるのだ、そのギャップを埋めるといふ意味でやるならば、これは赤字公債じゃないでしょうか。現におたくの党の赤城さんは言っていますね。これは建設公債などというのをごまかした、赤字公債にきまつて

い。○福田(赴)国務大臣 お答えする前に申し上げますが、私は公債を発行し、これをもって過去に行なわれてきたような設備投資をやるというのじやありません。これは建設的な投資というのか、そういうことを申し上げておるわけなんです。それで、はつきり申し上げます。公債を発行します。この金は人件費でありますとかあるいは行政費でありますとか、そういう国の一般の費用には一切使いません。あけてこれをただいま申し上げましたような建設的、つまり使った金が国民の財産としてあとに残るものだけにこれを使用する、そういう考えであります。

○米内山委員 設備投資といえ、それは直接生産設備投資になるわけだが、たとえば鉄道とかんとかいふのを拡充するのは公共事業でもあり、建設事業でもあり、設備投資だと思ふのですが、そこで、大臣のおっしゃるとおり直接的な生産をあげ、所得を拡大し、税収の源にならないものだが、間接的にはなるものであるとすれば、そういう投資期間というものは相当長くなければならぬ。港湾をつくる、工場ができる、物が入ってくる、それからというものは何年後にどういふ形でなされていくかということが問題になるわけです。出発当初はこれはもうかる仕事だから金を出すのだというけれども、全体としてこういう生産過剰もあり、設備過剰でもあるときに、単純に建設事業だからおまえの考えとは違ふんだということは、どうもそこに若干のズレがあるようですが、大臣、そこは質問者はそういう意味で聞いておりますから、その点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○福田(赴)国務大臣 どうも根本に違いがあるようでありまして、まことに答えにくいのですが、私は財政の活動によって民間活動の落込み込みを補うという考え方を当分とっていきたい。つまり、ここ数年間のようない経済情勢ではないのであります。今日は設備過剰、よく低圧型、低圧型

それは、公共事業費の繰り上げ支払いというような程度のごときですが、これはまあいざ対症療法として、虫歯に仁丹をはさんだ程度のものでしょう。本質的には、やはりいまおっしゃったとおり、設備の膨大な過剰、そのほかには国際収支というものの状態もあると思うし、輸出貿易の内容といえますが、いわゆる外国に開かれれば悪い話かもしれないが、日本の国内よりも安く物を売っているというような、もうからない輸出というようないかなるものでもないわけではなからうと思う。それよりもっと重大なのは、平均すれば国民一人当たりの所得が二十一万一千円という一般国民は驚くのです。そうすると、おれは五人の家族だから百万円なければならぬはずだ、おれは七人の家族だ、そうすると、四町歩ぐらいの稲を栽培して、これをいまの米価で売ってもこれくらいは所得しかない。国全体としてはさうぼうに景気がいいと考えるが、一般国民のほうは非常に生活が苦しい。こういう中において大企業が収益が上がるので、そうして減税をしなればならぬというようなことはどうも解せない。結局はこれは所得問題である。高度成長の行き過ぎからきた所得格差の拡大というものが今日の不況の大きな要素じゃなからうか。そうじゃないでしょうか。さうだとしたらならば、所得格差をどういうふうにして積極的に縮めていくかという根本療法がなければならぬ。こういうことをどういうふうなことでお示しになるのか。どういう形で有効需要をふやそうか、これがない限り、公債政策に歯どめなんてあるもんじゃやないと思う。庶民に対するどういふ所得政策があるのか、この点をひとつ承りたいと思うのです。

○米内山委員 公債問題について一番懸念されるのは、これがインフレの要因になるではないかというところが大きい問題なわけでありまして。そこで歯どめ論というものがあられるわけです。これは注文どおりに歯どめがきけばそれは心配がないでしょうが、特に大蔵大臣の考えておられるようなお考えであれば、どうも歯どめはついてい

るが、きかない歯どめじゃなからうかという懸念がしてならぬわけでありまして。これは雑誌の記事にあったことですが、大臣は十月二十五日に大阪で講演なさっておられるわけでありまして。そこで公債の歯どめ論、インフレを防ぐ方法はある。その一つは、国債で得た金は産業経済発展の基礎固めとなり、経済成長の原動力となる設備投資の範囲に限る。ことを原則とする。こうおっしゃっているのはどういふ設備投資のことをお考えになつていらっしゃるのでしょうか、いままでの答弁の前段では、今日の不況は設備投資の過大からきているのだとおっしゃって、今度はこういう考え方のもとに、七百億円というような建設公債を出すというなら、設備投資というものはますます過大になるのじゃないか。一応景気はつくかもしれない。政府、与党がこういう表明をするから、もう物価高に影響があるでしょう。株屋さんがいち早くこれに反応して株の値を上げています。これは一般物価に反応しないわけがない。そこで、設備投資に限るというのとはほんとうなのか。こういうことを口実にして財政法というものを根元から破壊しようという陰謀じゃないのか、私らはその点を実は懸念する。一体公共投資は赤字公債でないという根拠をひとつ明らかにしていただきたい。こういうことはひとつわかりよく言っていたきたい。赤字公債といえ、国民はわかる。建設公債といふと、何かこれが実になつて、国民生活が豊かになるような印象を与えるが、こういう大事なことをことばのあやでごまかすに、要すれば収入が、財源が減るのだ、支出がふえるのだ、そのギャップを埋めるといふ意味でやるならば、これは赤字公債じゃないでしょうか。現におたくの党の赤城さんは言っていますね。これは建設公債などというのをごまかした、赤字公債にきまつて

い。○福田(赴)国務大臣 お答えする前に申し上げますが、私は公債を発行し、これをもって過去に行なわれてきたような設備投資をやるというのじやありません。これは建設的な投資というのか、そういうことを申し上げておるわけなんです。それで、はつきり申し上げます。公債を発行します。この金は人件費でありますとかあるいは行政費でありますとか、そういう国の一般の費用には一切使いません。あけてこれをただいま申し上げましたような建設的、つまり使った金が国民の財産としてあとに残るものだけにこれを使用する、そういう考えであります。

といいますが、そういう状態である。この状態はこしばらく続くだろうと思う。どうしても政府財政が積極的に景気維持、成長推進の役割をしなければならぬ。それに一体どうするか。いまお話を伺っていますと、均衡財政でいいのじゃないか、つまり公債を出すとこはみな赤字じゃないかというふうなお話でございしますが、それはやろうと思えば、公共事業は昭和四十年でも六千何百億円あるのですから、それを全部やめてしまえば黒字になります。あるいは増税したっていいわけです。一体それができないか。これは今日の経済状態から判断してみなければならぬ、こういうふうに思うわけでありまして。今日の経済状態を見ますと、これはなかなか体質を切り下げて、そして均衡財政をやっていくというふうな状態じゃない。私は断じてそういう状態じゃないと思ひます。また、それじゃそれだけの国費を使わなければならぬ。それに對して増税をやるかという、増税もなかなかむずかしいのであります。そういうことを考えますときに、やはりこの辺で積極的な財政方針というものを打ち出して、公債政策というものを取り入れるという考え方へ転換をしていいのじゃないか、こういうふうにかえるのです。代案がなかなかむずかしいのです。

○米内山委員 それは私も決して財政上の均衡を維持するために公共事業を減らすべきだという主張はしてないわけです。ただこの際、ことが足りなかったと思ひますから申し上げておきたいことは、いわゆる国家財政のどんぶり勘定の中で、ここからこまでは公共事業である、ここからこまでは一般経費である、ここからこまでは公債によって得た金であるというこのけじめは、札にしろしがない限りはできないわけです。ただ、本年度まで一般財源で七千億円公共事業をやつてきた。それが公債を発行する段階においてその部分が減つて、建設公債による公共事業費がふえてくるというなら、その分は一般財源を食い込んでくることになるのじゃないでしょうか。理屈上そうなると思うのですが、大臣、それでもこれはそ

うじゃないとおっしゃるのですか。私ははそういうふうにかえるのですが、その点はどうでしょう。

○福田(趙)國務大臣 まず第一点の建設事業というが、それは融通無碍じゃないか、こういう疑問をお持ちのようですが、そういうことは絶対にないのです。財政法もその辺はよく考えておられます。財政法は借り入れ金だとかあるいは公債だとかいうことは、原則として、してはいかぬ、しかし例外として公共事業とあるいは投資、つまり出資、それから貸し付け金というものは国会の議決を経てよろしい、こういうふうにしておられるわけです。しかし念を押して、その公共事業という範囲は、これを明らかに国会に示せ、こういつておるわけでありまして。いま私も国会に對しておるのかというところは、これは四十一年度の公債を出す際には厳格にきめまして、御審議をわすらわす、こういうふうにかえておりますので、これがふくれ上がったところあるいは縮んだりする、そういう融通性は全然ないわけなのであります。

それから、今度公債を発行する、それに伴つて、いままでも公共事業は一般財源であつたのが浮くから、これは結局財源不足公債ではないか、こういうお話でございまして。この点につきましては、そういう一面もあるわけでありまして。しかし、もし公債を出さないでそれを均衡財政でやつていこうとすれば、まあほかのほうの費用のこと問題はあるまいしょうが、おのおの公共事業というところが問題になるのではありませんか、公共事業をそれだけ削るといふことになるわけなんです。それを削らないで、今度は公共事業をやつていくというふうにか御理解していただきますれば、これは公共事業あげての財源として公債を出すという意味御理解いただけるのじゃないか、さうに考える次第であります。

とですが、一部分に役立つかもしれないが、代案がないわけでもないのです。たとえば、政府から出ました資料を見ますと、法人会社が交際費を五千三百億円支出しているというところが明らかにされてゐる。そうしてこれは赤字だということでしょう。赤字でありながら交際費を出している会社ももちろん含むわけだ。これは法人税額のかんりの部分、五五%を占めている、こう書いてある。こういうものを特別措置によつて許してある。交際費も必要欠くべからざるものもあるかもしれないが、一千円の売り上げに對して十七円三十六銭なという交際費が公然と認められてゐる。なおこのほかに三百億円をこえる寄付金というのもある。これはいま減税の對象、税収欠陥の對象になつてゐる法人企業の実態なんです。大体昔からこういう税法となつてゐるのは、下にきびしく上にゆるやかなものです。われわれのほうでは、こういう税務署の法律はクモの巣と同じようなもので、トンボやチョウチョウはかかるが、トンビカラスはかかるもの、こういうことを言つてゐる。こういうこともあります。

大臣に念のために事実を申し上げておきたいが、青森県のずつと引つ込んだ農村部の人口一萬ぐらゐの町に映画館があります。この映画館の館主が不況のために例の入場券のたらい回しをした。これが税務署につかまつた。同じ日に、小さな村に二つあるから、もう一つもつかまつた。ところが、一つの業者は、悪いことをした意識がないのか、その後税務署の調査に對して協力をしなかつた。ところが家宅搜索をした。家宅搜索をしましたら、経営者の机の中から帳簿が出た。この帳簿は三年間にわたつて連日大入り満員の帳簿なわけだ。実はこれは借金で建てた映画館でして、信用金庫のほうにもその粉飾メモで毎日もちかつてゐるようなことを出さないでたためし、保証協会もそうだ。相互銀行もそうだ。銀行に出すための大もうけの粉飾メモ、これに基づいて数百万円の罰金課税と一緒に税を賦課された。さらに税法違反として刑罰を食つております。同日一緒に摘発された同じ程度の映画館は、十何万円ですらされてゐる。これには義理も人情も実情というものもない。税は法律的に正しくなければならぬと同時に、つり合いを持つことが大事でしょう。あまりにひどいこういう下に対する苛政課税というものは、今後こういうふうに対するの税源が枯れるに従つて下に厚くなるのではないかと不安をわれわれ持たざるを得ない。たいへんなことです。税金が原因で倒産する人もあるし、そのために自殺する人さえ今日ある中で、この点を大臣、緩和しなければ、こういう赤字公債政策に入る前にたいへんな政治的な混乱が起き、社会不安が起るやじないか。税の取り方について、あえて代案といふことではないが、もつとこういう法人税の中でやる特別措置によつて免除されてゐる数千万円の金を生かすべきじゃないか。さらに、資本主義のむだといへばむだである膨大な広告費などというものも、こういう思ひやる不況に際しては財源にすることも可能ではなからうか。何もまるつきり食えない状態になつたからといって、法人は赤字ではないのです。けつこうもつけるものは大きくもつけておる。特に金融資本というものは開闢以来の利益配当をやつてゐるのが事実ではないでしょうか。こういうふうなことをもつときつちりとやらないことには、国民は承服できないのではなからうかと思ふ。私はこの点に對する大臣の勇断をひとつお願いしたいと思ふのです。

○福田(趙)國務大臣 税は最も公平にきめられ、かつ徴収されなければならぬ、これが私は根本だと思ひます。そういうふうな考え方から、今度減税をいたしますにあたりまして、その考え方を生かしてまいりたいし、また同時に、徴収にあたりまして、まことに遺憾に存じておりますが、ああいうことがないように、公平に行なわれるようにできる限りの努力をしていきたいと、こういうつもりでおりますので、何とぞひとつ御協力のほどをお願い申し上げます。

○米内山委員 他は同僚諸君に譲りまして、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○吉田委員長 只松祐治君。

○只松委員 まず最初に、本法案は、本年度の予算、財政の問題、それから今後問題になってくる公債発行の問題、それからこういうものもろもろのものと関連いたしました地方財政の問題、こういういわば三本の問題を一本にして法案の提出をなさっております。本来ならば、少なくともこの法案提出は三つに分ける、少なくとも本年度財政の問題と地方財政の問題と二つに分けて出すのがほんとうではないかと思うのです。俗な言い方をすれば、地方財政という子役の芝居でへたな芝居をひとつ見せよう、こういう言い方をすれば、さほどではないようございいますけれども、この地方財政の問題をひっからめて、いま法案審議の促進その他の状況に見られますように、この法案を強行突破しよう、こういう形に出てきておられることはたいへん私は残念に思います。法案の提出のしかたとしてはきわめてひきょうな出し方だと思ふのです。大臣はこういう点に対して相すまいという考えがございいますかどうか。

○福田(赴)國務大臣 いま三つと言いますが、二つなんです。中央財政の税の落ち込みに対する対策と、それから地方財政の同様な事態に対する対策と、この二つなんです。これは四十一年度には実は何ら関係はないわけでありまして、しかし、この二つであるというけしからぬ考え方という国会運営をやろうというけしからぬ考え方というふうなことで、さような考え方は毛頭ないのです。中央、地方を通じて財源上の不測の事態に對する対策をどうするかというこの御審議をお願いするものでありまして、したがって私は、そういうことをしたから、相すまいとか遺憾であるとか、そういう考えは毛頭持っておりません。○只松委員 ないということならそれまででございすが、私たちがしたいへん残念なこと、本来別々には出すべきだというふうに思っております。

それから、先ほどから、あるいはあらゆる場所で繰返しお述べになっておりますが、ここであらためて、大蔵当局の現在あるいは来年度予算に於いてお考えになっておる経済成長率、物価上昇率、減税規模、こういう問題についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 来年度の予算をきめるにあたりまして、どうしても経済成長論議というものが必要になってくるわけでありまして。その論議の前提といたしましては、いまのところで考えておりますのは、来年度の成長率を七、八%、そういうふうな考えております。それから消費者物価はどうかということになるであろうかということにつきましては、いま企画庁でできる限り確信を持った結論を出したいということ、まだきめておりません。ですから、形式的な成長率は一体どうなるであらうかということにつきまして、まだここでお答えをする段階まで立ち至っていないのです。

○只松委員 確たるものはないでしようが、なれば、少なくとも予算編成に入らうかというときに、来年度の物価上昇率なり減税規模というものが見込まれなくてはならないと思ふのです。だから、そういうあまり逃げた答弁ではなくて、確たるものじゃなくても、あるいは予想でもいいですから、ひとつお答えをいただきたい。

○福田(赴)國務大臣 これは目下関係省庁の間で鋭意検討中なんです。まだ昭和四十一年度の予算編成の根本方針というものをきめておるわけではないのでありまして、ここで物価が何%上がるという見通しにしようかというふうなことを申し上げるまでには、これは率直のところ、まだそこまできておらないわけですね。まあ数日中にはそういう結論を出してみたい、かように考えております。○只松委員 大蔵当局として確たるものはないけれども、予算委員会でも各大臣がいられるお述べになつたり、あるいはけさの新聞等を見ると、大蔵当局の減税規模というふうなものが新聞によつては出ております。したがって、こういうところから見れば、確たるものでなく

ても、およそのものでいいわけですね。たとえば、法案の取り扱い一つにいたしましても、補正予算あるいはこの法案を急ぎ上げてもらいたいというの、結局年内に予算編成のめどをつけた、あるいはそういう作業を進めたいからだと思ふのです。来年度よかつたら別にこれはそう急ぐ必要はないと思ふのです。いろいろな角度から見ても、大蔵当局がそういうことに急いでおられることは事実です。その急いでおられるときにこういうものがまだ全然言えないというのは、ちよつとおかしいんじゃないか。めどでけつこうでございいますから……。

○福田(赴)國務大臣 企画庁長官は五・五とかあるいは七・五・三というので、こゝしは七%だけけれども、来年は五%台でとめたいとか、いろいろ言われておりますが、まだしかし、これは希望とか、そういう段階だろうと思ふのです。政府の統一見解としてどういふふうになるかということにつきましては、これはまだ少し時間をかさなうと、まだ申し上げる段階にならないのです。しかし、そういう企画庁長官の、ときに触れ、おりに触れて申されておることは、大体常識的なところじゃないかと思ふのですが、その辺でひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○只松委員 減税規模をひとつ伺いたい。

○福田(赴)國務大臣 減税規模につきましても同様なんです。これは予算の歳出面を査定して見まして、そうしてどのくらいの余力が出てくるかというところで最終的な結論が出てくるわけでありまして、いろいろの説がいろいろありますけれども、率直に、正直に申しまして、まだ私がここで責任を持って申し上げるまでの段階には至っておりません。

○只松委員 そうまで否定されるなら、一応その問題は委員のくらしいにしておきたいと思ひます。国税庁関係、主税局長お見えになっておりますか。

○福田(赴)國務大臣 いま予算委員会のほうに出ておりますから、呼びましょう。

○只松委員 大臣でわかれればなかつこうです。

本年度の税収不足額二千五百九十億圓というふうなことを言っておられますけれども、公債発行に見合うそういうものじゃなくて、実際上の税収不足額というものは幾らぐらいになるか、お伺ひしたい。

○福田(赴)國務大臣 実際の税収不足額がその二千五百九十億圓というのであります。これはいろいろな角度から検討いたしまして、今日の段階において見通し得る最も良心的な数字である、かように考えております。

○只松委員 当初予算の中からできたいろいろな経費やなんか削つてこの予算編成したいまの最終的なものが二千五百九十億圓であつて、実際上は四千億圓ぐらゐになるんじゃないですか。二千五百九十億圓でとりますか。

○福田(赴)國務大臣 そんな話は聞いたこともございせん。

○只松委員 二千五百九十億圓ということに仮定をいたしまして論議を進めたいと思ひますが、この二千五百九十億圓というのは、私たちが当初予算、そのときは田中さんだったわけですが、論議をしたときに、これは本年度の税収見積もりは過大に過ぎやしないかということをしつこいほどここで問ひし、論議したわけですね。しかし、そんなことはないとしようなことで、いろいろ当時の議事録をひもとけばわかるわけでございますが、予備費も例年より多い、これは完全にだじょうぶだ、こういうことをおっしゃったわけですね。あの当時から何カ月ですか。とにかく七、八カ月たつたあたりからどうもやつて完全に狂う。その前に狂つちまつたわけでございます。そうして、今日どうもやつて、いわばずうずうしく、これを見ますと、異常な事態、さつきも異常という言葉を大臣もお使いになったやうですが、異常な事態でこうやつて公債発行をしなければならぬ、こういうことです。しかし、私たちは、当時から異常とは思わなくて、これに近い数字というものが赤字に出てくるのではないかと、いうことを警告申し上げておつたわけですね。その警

告を聞くことなく、こうやってきた。大臣として

に考えております。

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

は田中さんと福田さんとかわかってきております

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

が、しかし、事務当局として当時これを補佐した

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

人々は、当然にその責任があると思う。一体この

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

見積もりが違ってきた責任はどこにあるか、一体

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

たわけですが、そうでもない間に、とにかく

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

二、三カ月たつて税収の狂いというものが見込ま

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

れてきた。そういう人々なら、でたらめなもの

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

の——今後の公債発行の論議からこういう問題は

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

全部関連してきますけれども、これはだれ一人責

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

任をとらない。民間会社ならば、当然にもう重役

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

の総退陣か、あるいは相当大規模な処分が何かあ

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

るわけですが、だれ一人、政府も事務当局も、何

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

も責任をとらないで、のうのうと国民に迷惑をか

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

けてくる。こういう赤字公債というものを出して

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

くる。大臣なり当時の事務当局、主税局長なりそ

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

の他関係者、あるいは全員私は答弁していただき

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

たいと思うけれども、この責任をだれがとるか、

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

ひとつお答えいただきたい。政府だから何にも責

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

任はとらない。いわゆる政治的に社会党、野党に

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

対して多数をもってこれを乗り切っていくべきであ

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

ればいいんだ。何らの責任はない。事務当局とい

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

うものは、そういうものは何ら責任はない。こ

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

ういうことで、すべて親方日の丸だから、国家機

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

関だからいい。私はこういうことではないと思う。

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

責任はおのづからあると思う。責任はだれがお

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

りになるか。

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

○福田(起) 国務大臣 事務当局は経済の見通しに

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

従って税の算定をいたしておるわけなんです。そ

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

ういうようなことで、これを突き詰めていきます

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

と、結局経済見通しが非常に甘かった、こういう

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

ことになるわけだ。七・五と見ておりましたも

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

のが二・五に終わる、こういうところから税の見

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

積もりにそこを来たしたという根本原因がありま

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

して、先ほど申し上げましたとおり、政府全体とい

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

たしまして、そういう見通しを誤ったことはま

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

とに遺憾に存じております。再びこういうことを

○只松委員 大臣といましては、いままでは

る。そういう人々が何らの——とにかく権力を持

のずから別になります。できれば私は、一千万円

ま御指摘のように収入歩合が好調でございます。それから申告所得税は、御存じのように前年の所得を基礎といたしまして、今年の税率をかけたもので、予定納税できているのが大部分でございます。その関係で前年の所得がそのまま載っております。したがって、本年の所得が測りますれば、この関係が確定決算であらわれますけれども、そんな関係で収入歩合がよろしい、こんな関係でございます。

なお、源泉所得税につきましては、経済活動の低迷によりまして給与の伸びも若干悪くなりまして、補正予算では九十億円ばかりの減収を立ててございます。

○只松委員 全部を言えば、これは徴税のことから何か引っぱり出してやらなければ立証することとできませんが、この場合、たとえてみたら、相続税というのは去年より四四%ふえておるのです。去年だけ死亡者が多くて相続税がふえたということもございまして、とにかく申告分、いわゆる税務署の査定によってできる分というのは、全体としてそんなに減ってないですね。これは十月分だつて、九月分だつて、ずっとそんなふうな減つてくたさい。ほかのものは減つておるのです。しかも大法人、中小法人を見れば、おのずから問題が明らかになります。それから現在行なわれている徴税強化というの、私の知っている限りでも、たとえば大工さん、左官さん、こういうものは異常な力を持って操作した経過もある。よくは知っておる。土建とかあるいは森脇とか、こういう大きなものはよく大いにやりなさいと言っておられるけれども、いわゆる小さい土建とか、そういう自由業に基づくようなもののいわゆる調査、徴税というものを、よくが知っておる限り非常に強いのです。これは大臣のところ、御相談に行つてもいいけれども、幾つか私でさえも手を焼いておる問題がある。しかもこれは過去数年にわたつて調査している、こういう疑いが出てきておる。そういうものがおのずからこういう数字になつて出てきておる。私はこういう税務行政と

いうものは、あとで決議もあるようでございますけれども、税収が不足になったからといってこういう自由裁量でできるような面の調査の強化、徴税の強化というものは、ぜひひとつ慎んでもらいたい。私は決議があるとは思わなかったから、これは冒頭に質問しようと思つてきたのです。大臣からひとつ明確なお答えをいただいております。

○福田(起) 閣務大臣 税収が落ち込んでおりますがゆえに徴税を強化するというような措置は、一切とっておりません。今後とも、徴税につきましては適正に行なわれるように最善の努力をいたします。

○只松委員 ぜひそのことを下に徹底するようにお願いしておきたいと思いますが、そういう本年の税収不足ということに見合つて二千五百九十億円の公債をこし出したいということと本案が提出されておることになりまして、少なくとも本年度の公債というものは赤字公債であるということも率直にお認めになりますか。

○福田(起) 閣務大臣 まあ赤字公債という俗語はあるようですが、私どもは、一般財源を補てんする。つまり、なお正確に言いますと税収欠陥を補てんする性格の公債である、かように申し上げておきます。

○只松委員 税収不足でございますから、これは学術用語といひますか経済用語と申しますか、俗にこれは赤字公債という。

そこで、いまから公債の問題をずっと聞きたいのですが、大臣が五十分ごろお出になるといふことで、途中でやめておきますが、本年度の分は税収不足によつてそうした赤字公債でやる、来年度から出てくるものは、いろいろおっしゃいますけれども、やはり基本的に出てくるものは、さつき言つておるように、日本経済の大きな落ち込み、見込み違い、こういうものによつて出てくるいわゆる歳入欠陥、税収不足というものが一番主たる原因になつて明年度から公債発行ということになるのだらうと思ひます。これは時間があれば、私

は、今後の日本経済の動向、明年度以降どういふふうになつていくかということをお前提として、大臣と若干明年度以降の経済問題を論争したいと思つて準備しておつた。そういうことを聞いた上で、税収不足になるならば、明年度以降の公債の問題の性格についてたゞしていききたい、こういうふうにおつたわけなんです。しかし、大臣が出られるということですから、そういう問題を機があればお聞きしていきたいと思ひます。

一応ここで、明年度からの問題も、いろいろ原因はありますけれども、一番大きな原因は、やはりこういう税収不足という問題からこの公債という問題が起つてくるのだらうと思ふ。そうすると、来年度からも俗にいう赤字公債だ、こういうことになる。しかし、常に、そうではなくて建設公債建設公債といふようないろいろの面々のこと、できるかできないか、私はできないかと思ふけれども、いろいろおっしゃつておる。私は、明年度から明らかな赤字公債だと思ふ。本年度のやつは赤字公債であつて、来年度からのものは赤字公債ではない、こういうことは絶対にない。もしそういうことがあるとするならば、来年度からの予算編成方針というものが、過去二十年間とてきた本年度までの編成方針とは根本的に違ふ、こういうふうな来年度の予算編成方針は違ふのだ、道路なりあるいは住宅なりこういうものを、つくるものは、明年度以降全然別個にして、一般予算ではなくて特別予算とするか、あるいは特別予算に別枠を設けるか、そういうふうによつていくなら別でございまして、本年度までの予算編成方針でございながら、本年度のものは税収不足を補うので赤字だ、しかし明年度以降のものは赤字でない、こういうことは私は全く論外だと思ふ。

そういう観点から、明年度以降のものも赤字である、さつき用語例を言つたが、一般財政を穴埋めするものに充てる、こういうふうなことが私は正直な、正しいお答えだらうと思ひます。あまり政治的なそういう発言をいままでなさらない福田大臣ですから、率直にお答えいただきたい。

○福田(起) 閣務大臣 こし出す公債と来年度以降出す公債、これは生まれが違ふのです。つまり来年度以降、私は建設公債と言つておりますが、この考え方は、こし出すという税の落ち込む以前にもうすでに私は考へておつた問題でありまして、なぜそういうことを考へたかという、もう経済の客観情勢が根本的に違つてきておる。一つは、戦後政治的に、社会的にも、経済的にもきわめて不安定であつた時代じゃなくて、今日は、とにかく世界でも注目されるような経済強国になつてゐるわが日本である。均衡といつて非募債主義でいかなければならぬ状態ではなくて、何がしかの借金をしても少しも国の信用にかかわらない状態になつてきておるという点、もう一つは、非常な設備過剰になつてきておるわけでありまして、したがって、こし出さなければならぬ、設備投資というものはそう旺盛にはならぬだらうと思ふ。つまり低圧型経済になつてきておるわけでありまして、そういうふうなことを考へますときに、一方においては、企業、また個人の家庭の蓄積を考えなければならぬという問題がある。それからまた、社会資本の立ちおくれという大きな問題にいま直面しておるわけですから、そういうようなことを考へると、戦後一貫してとられた均衡財政というものを改めて、そうして公債政策を大いに活用していくという考え方に切りかえをしていく、こういう考えに基づくものでありまして、積極的にこれをやつていくという考え方です。ところがこしはどうかという点、私どもがそういう考え方をとつたあとで異常な税の落ち込みという問題がある。これは率直に異常な事態であり、また税が落ち込んでいて一般財源が不足であるということを認めることがいいんだ、私はこういうふうにお考えをしまして、そして、あるいは大蔵省の中にもそういう議論があつた、あるいは財政制度審議会の中にもあつたから、これはこし出す予算の中にも六千何百億円かの建設費があるのだから、それを遂行するための公債だといふふうな切りかえをして来年度以降出していこうという、積極的

な意味におけるものと同じ性格に直したらどうだろうという議論がありました。それはいかぬ、そういうことねくり回しをしてはいかぬ、これはことしはことしでほんとうに追ひ詰められた公債であるというのを認めていくべきである、それをまた率直に法律に表現して国会の審議を求むべきである、こういうふうな観念をいたしておるわけでありす。したがって、ことしの事態と来年の事態、つまり来年の公債とことしの公債、これは根本的に考え方が生まれから変わっておるということ、とくとひとつ御了承願いたいのであります。

○只松委員 ことばの上の御説明を承りますと、なるほどと一応はそういうふうにお聞きできないこともない。しかし、日本経済は、明年突如として大勢が変化したり変異したりするものではない。予算編成方針も、ドッジさんみないのが来て大きな鉄槌をふるって、そうして変えていく、こういうことがあつたとかいうことならば、やはりいまおっしゃったようなことにもなる。しかし、そうではなくて、いままでどおりの日本経済、いままでどおりの自民党政府のもとにおける予算編成、資本主義下における予算編成というものが、明年度から、いまことばでおっしゃったように突如として予算編成方針が変わるというの、私はたいへんな詭弁だろうと思う。そうではなくて、ことしも大きな見込み違いをしたけれども、明年以降やはりそういう経済状態が続いていくのだ、したがって、こういうふうな公債を發行せざるを得ないのだ、こういうことが私はすなおなお答えではなかつたかと思うのです。残念ながらそういうふうにお答えされたい。そこで、そういうふうにおっしゃるならば、私はさっき言っているように、明年以降の予算編成方針というものを聞きしなれば、いままでの状態にも納得するわけにいかない。いままでの状態のもとにおいていまのことばをすなおに私のほうにお聞きするわけにいかない。逆に私のほうがすなおにお聞きするならば、明年以降の予算編成方針と

いうものは、あるいはその前提となる日本の資本主義経済というものがこういうふうに変質してくるのだということを前提としてお聞きしなければならぬ。そこで、私が一番最初申しましたように、明年以降の日本経済の動向というものを聞きした上で、あなたがこういうふうになるとおっしゃるときにいまのことをおっしゃるならばいいのですが、その前提がございせんから、どっちも意見の食い違いがあるかもしれぬ。私はいまのことばには納得しません。明年度以降の予算編成方針というのについてお聞きをしたい。

それから、一口に建設公債、建設公債とおっしゃるけれども、たとえば、いまの一般予算の中に含まれておる、あるいは国だけでなくて地方の予算の中にも含まれておる、皆さんの建設公債に類する地方公債に、水道や下水道や、いろいろなものがございます。あるいは日本の場合には、公社あたりの、ほとんど分離されてないいろいろな公債に類似したものがあるわけです。こういうものはこういうもので、建設公債とほんとうに銘打つなら、こういうものにやっていく方法もまだいろいろあると思うのです。したがって、ただばく然と建設公債を予算の中に占める建設部門に充てるんだ、こういうことでは、ちやうど原子力潜水艦が長崎に一ぺん来て——私は一番先に言いました。一番おんぼろを一番先に持ってきて、あとはサブロックや近代的な核兵器を装備できるものを持ち込むだろう、こういうことを私は言ったことがございます。それはそのとおりなんです。初めからサブロックやボラリスを搭載できるものを持ち込めば、それは佐藤内閣だって拒否せざるを得ないだろう。こういうことは、一ぺんこういうふうにして、いまそのことを持ち出さぬとおっしゃいますけれども、このことだけでなくて、日本における軍事公債、公債發行の歴史というものを、ここにありまされども、ごらんになつても、そういうことは明らかなんです。したがって、一たびここでそういうあいまいな条件のもとに私たちが許すとすれば、日本の経済そのものが本質的に

変化を遂げていくということが明らかになつてくると私は思うのです。したがって、そういう問題についてお聞きしたいと思ひますが、時間がございせんから、私はその意見を述べ、明年度以降の編成方針について、お答えをいただければいいしお答えいただければまたあとで質問を続行する、こういうことにしたいと思います。

○吉田委員長 この際、谷川和穂君より、中小企業に対する年末金融及び徴金に関する件について発言を求められております。これを許します。谷川和穂君。

○谷川委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案による、中小企業に対する年末金融及び年末徴税に関する決議を上程いたします。皆さんの御賛同をいただきたいと存じます。

まず、最初に、案文を朗読いたします。

中小企業に対する年末金融及び徴金に関する件

一、深刻な不況が中小企業の資金繰りを甚だしく困難にしている実情に鑑み、政府は、先に決定をみた中小企業に対する年末金融措置の効果を十二分にあげられるよう、財政資金及び民間資金を通じて中小企業に対する年末金融の拡大に格段の努力をすること。

二、中小企業の不渡手形及び企業倒産が高水準に達する等中小企業の経営が極めて困難の度を増している現状に鑑み、徴税当局は、去る十一月二十日に発せられた国税庁長官通達の趣旨に徹し、年末、年初の税務執行に当たっては、甚だしく悪質の場合を除き、調査、検査、滞納処分並びに納税者の呼出等は行なわないよう配慮すること。

趣旨を簡単に御説明申し上げます。

本年は、予想外の経済の落ち込みがありまして、特に中小企業の経営はきわめて困難の度を増しておるのであります。特に年末年始は、中小企

業者は最も繁忙をきわめる時期であります。こうした情勢の中で、一日も早く経済の不況感が一掃され、充実した明るい新年を迎えることを心から待ち焦がれておるのであります。政府としても、この際、年末金融措置の効果をも十分ならしめるため、財政資金及び民間資金を通じて、中小企業に対する金融については格段の努力を尽くすべきであると思ひます。さらに、年末徴税に關しましては、十一月二十日付の国税庁長官の通達は時期を得た適切な措置と認めるのであります。なお一そうこの趣旨の徹底を期待いたしますと思ひます。

以上の理由から、皆さんの御賛同のもと、本委員会において決議されるよう提案をいたすものであります。(拍手)

○吉田委員長 ただいま谷川和穂君より、中小企業に対する年末金融及び徴税に関する件について、本委員会において決議されたいとの動議が提出されましたので、本動議について議事を進めます。

討論の申し出がありますので、これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 ただいまの三党共同提案になる中小企業に対する年末金融及び徴税に関する決議は、例年行なわれておりますけれども、特に本年は、年の初め以来、中小企業の倒産は連続して記録を更新するような、非常に深刻な事態に見舞われております。こういう事態でありますから、例年の国税庁の通達が本年こそさらに実効あるような特段の配慮をすべきことを強く私たちは要望いたします。

さらに、中小企業の金融についても、本年の年初以来、中小企業はたいへんな事態に見舞われておるのであります。徴税にとともに金融の要望は、一そう強くなつておるのが現下の諸情勢であります。したがって、大蔵省銀行局はちろん、民間金融機関に対しても適切な、中小企業にあっては強き望むところでありす。したがって、た

だいま谷川君の趣旨説明のありました決議に対し、日本社会党は心から全面的に賛成をいたし、本決議のすみやかなる議決を要望して、賛成討論にいたす次第でございます。(拍手)

○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました。おはかりいたします。

谷川和穂君提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって谷川和穂君提出の動議のごとく決議するに決しました。

なお、本決議は大蔵大臣あて参考送付いたしますから、御了承ください。

本決議について、藤井大蔵政務次官より発言を求められておりますので、これを許します。藤井大蔵政務次官。

○藤井(勝)政府委員 ただいま満場一致の御決議をいただきました年末金融並びに徴税施行にあつた御趣旨の点は、全く時宜を得た御鞭撻でございます。そのお気持ちに徹して万全を期していきたい、このように考えるわけでございますが、この際、すでに徴税の關係につきましては、例年のこともございますけれども、ただいま御発言がございましたように、特にことは非常にその不況が深刻でございますので、国税庁長官通達によりまして去る十一月の二十日付をもちまして、大体正月を中心といたしまして十日間、特別に必要な事情のない限りは、おい、税務署へ来いとか、あるいはこちらから出かけて調査する、こういうことのないように嚴重に手配をいたしております。

同時にまた、中小企業の年末金融につきましては、政府關係中小機關に対して、下半期貸し出し計画八百二十億円、去年よりは二十億円増の追加をいたしておるのをはじめといたしまして、民間金融機關に対しましても七千八百億円、去年は六千億円台でありましたけれども、七千八百億円台

の中小企業向け金融の純増を行政指導いたしておるわけでございます。

同時にまた、信用保証事務の推進につきましては、このたびの補正予算審議におはかりをいたしております法律改正、出資の増加、こういった問題につきまして、中小企業の金融特別小口融資に對しましてその金融貸し付け条件の緩和、特にいわゆる納税条件とあるいはまた居住条件、こういったものの緩和をいたすと同時にその貸し付け額を、三十万円から五十万円にふやす、こういったこともやり、同時にまた、新しい保険制度の創設を考へておりまして、無担保で二百万円までは貸し付けができる、こういったことを急いでおります。

同時にまた、連鎖倒産を防止するためにいろいろ手配をいたしておるわけでございますので、せっかくの御決議でございますので一そう万全を期したい、このように考へておる次第でございます。

○吉田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十一年一月六日印刷

昭和四十一年一月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局